

公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える対象として、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの「裁判手続における請求の取扱い」を明記すること。

(改正法附則第五条関係)

公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する修正案

公益通報者保護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五条中「在り方」の下に「及び裁判手続における請求の取扱い」を加える。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）

（傍線部分が修正部分）

修正後	修正前
<p>公益通報者保護法の一部を改正する法律案</p> <p>公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（検討）</p> <p>第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法第二条第一項に規定する公益通報をしたことを理由とする同条第二項に規定する公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱いその他新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>公益通報者保護法の一部を改正する法律案</p> <p>公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（同上）</p> <p>附 則</p> <p>（検討）</p> <p>第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法第二条第一項に規定する公益通報をしたことを理由とする同条第二項に規定する公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方その他新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>